EFC
EHIME FARMER'S CLUB

# えひめ農業経営サポートセンター情報誌　第16号

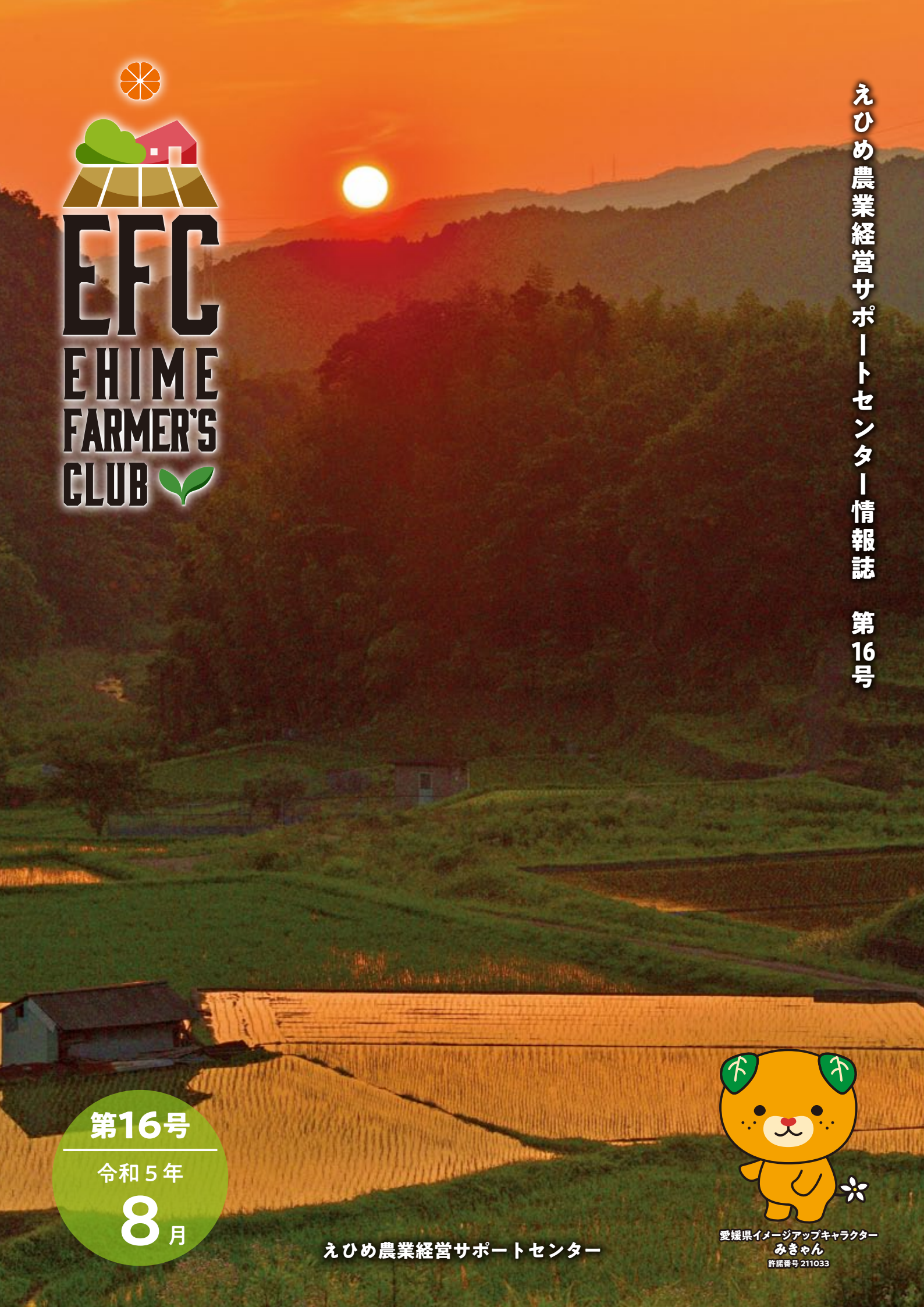

第16号
令和５年
８月

えひめ農業経営サポートセンター

愛媛県イメージアップキャラクター
みきゃん
許諾番号 211033

EFC
EHIME FARMER'S CLUB
第16号


P_01　ご挨拶
兵　頭　昭　洋

P_02　えひめ農業のトップランナー
株式会社ゆうぼく
コンサルタント
山　岡　憲　子

P_04　愛媛で農業を始めました、私達!!
今治市上浦町　吉川　努さん・加奈子さん
コンサルタント
山　岡　憲　子

P_06　農業法人設立後の法人管理運営（その3）
司法書士
松　下　純　一

P_09　資金調達法について（その2）
中小企業診断士
上　岡　誠　司

P_11　農業経営と労務管理（その6）
特定社会保険労務士
成　川　献　次

P_13　身近な税務相談（その16）
税理士
二　村　建　臣

P_15　身近な法律相談（その13）
弁護士
谷　　正　之

P_17　農地の基礎知識（その16）
愛媛県農業会議
川　中　敬　三

P_18　農地中間管理事業
公益財団法人
えひめ農林漁業振興機構

P_19　伝聞(でんぶん)瓜聞(そくぶん)　桑の実と紫染め
コンサルタント
池　上　正　彦

P_21　えひめ農・林・漁業合同就業相談会
公益財団法人
えひめ農林漁業振興機構


表紙写真　東温市河之内
撮　　影　俊野健治

# 足腰の強い農業経営の維持発展を支援します

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構　理事長　兵頭　昭洋

日頃から、えひめ農業経営サポートセンターの活動に御理解、御協力をいただきますとともに、積極的に御活用いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、3年半にも及ぶ新型コロナウイルス感染症の位置付けが5月8日に「5類」に移行され、飲食、観光業界を中心に各経済の活性化が期待される新たな日常が始まりました。

今までの「有事」から「平時」への転換に伴う経済効果が期待される一方、未だ世界情勢が不安定ななか、農業においても国民の食料供給を担う重要な産業として、持続性のある生産活動へと維持展開していかなければなりません。

こうした中、5月26日に閣議決定された「令和4年度食料・農業・農村白書」では、「食料安全保障の強化に向けて」を特集のテーマとして、現下の食料情勢や価格高騰の影響とその対応、将来にわたって国民に食料を安定的に供給していくための取組が記述されております。

また、今年度末までに改正が予定されている「食料・農業・農村基本法」の見直し案においても、生産力を維持できる農業経営の実践が不可欠であり、離農する者の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す意欲のある経営体を育成・確保していくことが必要であるとされるなど、地域農業の担い手として活躍される農家においては、県内はもとより国内全体を見通した農業経営の展開が求められる状況となっております。

私どもサポートセンターは、今後とも農業経営の新展開を目指される農家の皆さんの相談に専門的かつタイムリーに対応しながら、御支援していきたいと考えております。サポートセンターへの積極的な御相談をお待ちしております。

えひめ機構は、アフターコロナでの農業の担い手の確保・育成と地域農業の振興に寄与すべく、関係機関と連携を密にして取り組んで参ります。えひめ機構の積極的な活用をお願いします。

# えひめ農業のトップランナー

## 株式会社ゆうぼく（西予市）

### 畜産業でユニークな6次産業化
### 無添加にこだわりおいしさ追求

代表　岡崎晋也さん

西予市の㈱ゆうぼくは畜産農業をベースに食肉加工・販売、飲食店経営までの一貫した6次産業を展開する。創業者から引き継ぐ「誰かを思う気持ち」を根幹に、無添加にこだわり、おいしさを追求、地元住民を中心に多くのファンを獲得し業績を伸ばしてきた。さらに、世界を視野に企業理念「感動・貢献・ゆたかさの実現」を目指す。

| | |
|---|---|
| 代表取締役 | 岡崎　晋也 |
| 社　員 | 45人（パート含む） |
| 設立年 | 1990年6月28日 |
| 資本金 | 500万円 |
| 事業内容 | 牧場運営（牛・豚）、精肉・加工販売、飲食店経営 |
| 売り上げ | 4億2,000万円（2022年5月） |

## ❋ 法人設立の経緯と理念

ゆうぼくは岡崎晋也社長（37）の父岡崎哲さん（73）が1980年、小さなビニールハウス1棟の牛舎で牛2頭から育成牧場の経営をスタートしたのが始まり。その後、規模拡大を機に肥育にも取り組み、精肉、加工販売、飲食店経営と事業を拡大しユニークな畜産ビジネスを確立した。

法人化は1990年。1991年の牛肉の貿易自由化を控え、自社で育てた牛を精肉、自分で値段を決めて売る仕組みを作るために有限会社ファームフーズを設立した。2019年に株式会社化し現在の社名に。

企業理念に「ユニークから　感動を創り　貢献し　ゆたかになる　1＋1＝10」を掲げる。岡崎社長が5年間勤めた化学メーカーを辞めてゆうぼくに入社した時、「初代はユニークで素晴らしい取り組みをしているがその思いはどれだけ周りに伝わっているか。ゆうぼくは何のために存在しているのか」疑問を感じ、経営継承を機に明確な理念を掲げ、実現を目指す。

レストラン・ゆうぼく民

## ❋ 経営方針

食べることはその人の人生に関わることと考え、創業以来、「人生と食」に向き合う。食べ物は心と体をつくるものだから不自然なことはしない。常識や概念にとらわれず、独自の研究で安全・おいしさを追求。自分たちで育て、精肉、加工したものは自社ブランドとして差別化、高価格販売で経営安定を図る。

## ❋ こだわりと販売戦略

「自分たちが本当に食べたいと思える食をつくる」を根幹に据える。

食と農業の可能性を広げるために2019年に豚を導入、国内では珍しい牛・豚同時肥育に取り組む。飼養規模は牛600頭、豚50頭。成長促進剤は使わない。牛の飼料は西予市産飼料米や稲わらなど地元のものをできるだけ利用し、うま味成分が高まる独自の配合飼料で育てる。豚はNON―GMO（遺伝子を組み換えてない）飼料を給与し一般的な豚より長期肥育して赤身が濃厚で脂身の甘い肉質に仕上げている。

牛は年間300頭、豚は100頭出荷。牛は7割、豚は全頭を買い戻し自社ブランド「はなが牛」「はなが豚」として差別化。自社販売する牛肉はすべて熟成させ、ゆうぼくでしか味わえない肉に仕上げる。また、1頭買いの強みを生かした、細分化した希少部位の販売は高価格販売と消費者が肉を選ぶ楽しみを生み出している。

無添加にこだわった加工品

加工品はだれもが安心して食べられるよう添加物を使わず、肉本来の味を引き出す独自の製法で加工する。特にソーセージは人気が高く売れ筋ナンバー1商品だ。

肉や加工品は西予市の本店、松山市、西条市で運営する店舗で販売するほか、県内外の飲食店との取引、インターネット販売などで全国に販売展開する。

レストランは「おいしいものを仲間とくつろぎながら共に食す秘密基地」がコンセプト。自分が行きたい店づくりにこだわり、自慢の肉をおいしいと思う形で提供する。テレビや雑誌にたびたび取り上げられて認知度が高まり、ここでしか味わえない味を求めて全国から客が訪れる。

## ❋ 人材育成

事業部門によって働く場所や作業内容が異なるため、かつては情報が共有されず、社内はばらばらで「社員の目は死んでいた」。岡崎社長は優良事例を参考に働きやすい職場づくりに取り組み、システムエンジニアとして働いた経験を生かし合理化、データ化を進めるが、それでも社員の退職は続き、経営力を試される事態に直面する。自分が実現したいことは熱意をもって社員に伝えるようにし、先を見据えて人づくりに投資。雇用は新卒採用に切り替えた。社内の情報を集約・管理・共有するためにITの活用を更に推進した。その結果、価値感に共感してくれる人材が次第に増えてきて社員の意識や行動が変化していった。牧場づくりにも女性が活躍するようになり、様々な事業を抱える会社が一つのチームとしてまとまっていった。

社員と岡崎代表

## ❋ 地域貢献と将来

地元の耕種農家と協力して、牛の飼料に飼料米や稲わら、麦わらを積極的に使い、牧場から出るたい肥は農家に還元して使ってもらい、地域循環型農業に貢献する。

若い人がゆうぼくを見て可能性を感じ、農業をやってみようと思うような魅力ある、カッコいい企業でありたい。「世界をフィールドに仕事をし日本に貢献できる企業づくり」を目指し今、一歩踏み出したところだ。

### 取材後記

岡崎さんは今、ナフィールド国際農業奨学生としてさらに経営者の素養を高めています。2代目ならではの苦労を乗り越え、経営を改善、発展させてきた若い経営者が世界に羽ばたく日は近いようです。

コンサルタント　山岡　憲子

# 愛媛で農業を始めました、私達!!

EFC EHIME FARMER'S CLUB

山岡憲子

担い手

今治市上浦町　吉川　努さん
加奈子さん

**神奈川県から移住、上浦町で就農、有機農業で野菜・柑橘を栽培**

吉川努さんと加奈子さん

## ＊　移住・就農のきっかけ

神奈川県で調理師をしていた吉川努さん（50）が今治市に移住、就農したきっかけは、2011年の東日本大震災でした。直接被災したわけではありませんが、お金中心の都会の生活に疑問を感じていたこともあって、「調理師が一生の仕事でいいのか」「人と自然が横並びのくらしがしたい」と移住を考え始めます。

災害の少ない瀬戸内の愛媛、広島、岡山県を候補地に絞り、移住の手段を検討します。飲食業以外の仕事もしてみたいと考え、今治市が募集していた地域おこし協力隊に応募しました。

同市吉海町（大島）に移住し2012年度から2年間、市吉海支所・地域おこし協力隊として農業や漁業を手伝いながら島の現状を知り、生業になるものを探しました。東日本大震災の原発事故をきっかけに「食の安全」に目が向き、自分で安心なものを作ってみたい気持ちがあったので農業をやりたいと思うようになります。近所の人から3アールほどの農地を借り、協力隊活動の合間に野菜づくりに挑戦。先進地視察もして、どんな農業をするか、島には何が向いているか模索、有機農業を生業にする決心をします。

加奈子さん（41）も神奈川県の出身。東京で会社勤めをしていましたが20代のころに体調を崩し退職。有機農家で手伝いをするうちに気持ちが元気になり、こういう生き方をしたいと各地の有機農家に滞在して農業を手伝う暮らしを始めます。愛媛県で努さんと出会い、努さんが就農した翌年に結婚しました。

吉川さんの野菜ほ場

## ＊　研修

地域おこし協力隊の任期が終われば吉海町で就農する予定でしたが、新規就農する環境がなく、人・農地プランを作成していた上浦町（大三島）での就農を決めます。大三島で自然農法を実践する越智資行さんのもとで2年間研修、土地と気候に合わせて作物を育てる農法を学びます。

土を知り、植物を知る。やり方

（マニュアル）ではなく、見方を学びなさい。野菜はどういうとき病気になるか、なぜ虫が来たのか原因を考えなさい――越智さんの教えで身についた「感じる力」は大きな財産です。

## ＊ 新規就農・資金・経営

2016年に新規就農しました。農地は研修中に島内を回り、耕作放棄地があると所有者を調べて声をかけ、利用権設定して35アール借地。就農時に中古の軽トラックと管理機を購入した費用60万円は自己資金で賄い、2年目に国の経営開始型資金を活用してハウスを建設。「制度があって助かった」と振り返ります。

果樹担当の加奈子さん

現在の経営規模は野菜65アール（内ハウス5棟7アール）、柑橘35アールのほか、採卵養鶏、稲作。野菜は努さん、柑橘は加奈子さんが責任分担し「子どもが食べて安全なものをつくる」を基本に化学肥料や農薬、除草剤は使いません。野菜は在来種や固定種を中心に島の気候に合ったものを年間約200種類。露地栽培は天候に左右され品質が安定しないため、ハウスを増設し安定生産しています。

柑橘は温州みかんや伊予カン、「甘平」など5品種を栽培、「紅まどんな」は苗木を植えたばかりです。

農業者には経営者としてのビジネスセンスが必要。どう売るか試行錯誤し野菜セットの宅配をメインに。2種類の野菜セットを定期便、単発など顧客の要望に合わせて発送します。都会の人が季節や島の暮らしを感じられるようにみかんの花を添えたり、家族の写真など同封し顧客との心の交流にも気を配ります。

有機農業での経営安定は難しいといわれますが、品質の良さ、豊富な品ぞろえで顧客を確保し1カ月に120箱を全国各地に発送。2022年の総売り上げは700万円に到達しました。

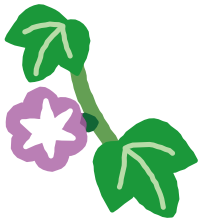

有機農業で野菜を栽培する努さん

## ＊ 今思うこと

失敗もあったが、うまくいくための積み重ねとポジティブにとらえ次作に生かしてきた。畑に出ると季節の移り変わりを肌で感じ、元気な野菜はキラキラして命を感じる。日々それに関わり、家族がご飯を食べられる。とにかく毎日が楽しい。

島に入ってきて農業に関わってほしいと、これまで人材育成にも積極的に取り組んできました。「移住、就農は簡単なことではないがやってみることが大事。一度遊びに来てみたら」とアドバイスします。

# 農業法人設立後の法人管理運営（その3）

## 取締役、取締役会

司法書士
松　下　純　一

### 1　取締役会設置会社

定款の定めにより、取締役会を設置する規定が設けられている会社にあっては、株主総会において、3名以上の取締役を選任する必要があります。取締役会が設置している場合、会社機関として取締役3名の外に監査役を1名以上選任する必要があります。それは、取締役設置会社、監査役設置会社となります。

この二つの機関を設置する事により、一般的な会社として、執行、管理の枠組が出来上がる事になります。

### 2　代表取締役外役職取締役の選任

総会において、取締役と監査役が選任された場合、会社設立に際し、定款の規定より選定された取締役は総会後に、ただちに選ばれた取締役全員で、取締役会を開催し代表取締役（社長）その他の役職取締役を選任する必要があります。

### 3　取締役、取締役会の職務

(1)　会社に対する責任、義務

取締役は、株主から会社の経営を委託されている立場である事から株主総会で決定され事業に基づき取締役会で具体化された経営方針に則って、会社を経営し、その成果を、株主に決算報告として報告しなければなりません。

この事から、会社に対し、自らが提示した株主に対し約束した経営方針に従い、忠誠、努力する義務を負っておりそのために会社の重要な業務執行を決定しなければなりません。

取締役会で会社の業務執行の担当役員を指定された担当取締役も同様の責務を負う事になります。

その外、重要ポストの人員配置等の責務も負う事になります。

(2)　取締役会の任務

取締役会（会社法362条）において、代表取締役を選任した場合、他の取締役及び取締役会は、代表取締役の業務執行が、定款、取締役会の決定に反していないか監督する役割を負う事になります。

この監督機能を充足させるため代表取締役は、3カ月に一回以上、自らの業務執行状況を取締役会に報告する必要があります。

（会社法363条）

(3)　代表取締役以外の取締役においても、会社業務執行者に指定された執行役も上記同様の報告、説明義務が課されます。

以上の通り、取締役は、会社経営に任された執行部として会社業務を怠ることなく執行する義務を負います。

業務執行を懈怠したり放置し、善管注意義務を怠った場合、それにより損害が発生した場合は、その責任を負う事になります。

（会社法355条）

### 4　代表取締役の権限

一方、代表取締役社長は、会社経営等業務執行人事決定権全般について決定権を有する外、株主総会、取締役会の招集決定権等広範な執行

権、処分権を有します。

その外、会社を代表して会社の取引に関する生産販売、仕入等各種契約の締結、資金調達等について、単独で決定する権限を有します。但し取締役会において決定した方針に従って前記のとおり、業務を遂行する義務を負います。緊急の場合は、自己責任で決済し事後、取締役会に報告する事となります。

## 5 利益相反行為の制限

(1) 取締役個人が、会社との間である取引及び同様の営業を行う場合には、その取引営業につき、事前に取締役会の承認を得る必要があります。（会社法３５６条）

会社と取締役の利益相反行為として次のような取引があります。

①会社の製品、農産物等の売買取引契約

②取締役個人の製品、物品の売買取引契約

③取締役個人の不動産、自動車、農機具等の売買契約、賃貸借契約

④取締役個人の債務弁済を保証する契約、債務引受契約等

⑤会社と取締役間の金銭貸借契約

以上、種々の取引において、取締役と会社との間の取引契約によって会社に損害が発生する恐れのある契約について、その取引内容を慎重に検討する必要があります。（取締役会の承認要否の例、別表１）

（別表１）

利益相反行為の承認の要否の図解

| | 甲　会　社 | 承認要否（直接取引） | 取締役個人 |
|---|---|---|---|
| イ | 代表取締役　Ⓐ | 要 | A |
| ロ | 代表取締役　Ⓐ<br>取締役　B | 要 | B |
| ハ | 代表取締役　Ⓐ<br>取締役　B<br>取締役　C | 不要 | D |
| ニ | 代表取締役　Ⓓ<br>取締役　A<br>取締役　B | 要 | D |
| ホ | 代表取締役　Ⓑ<br>取締役　A<br>取締役　C | 要 | C |
| ヘ | 代表取締役　Ⓐ<br>取締役　B<br>取締役　D | 要 | B |
| アルファベットの○印は取引の代表者をあらわす | | | |

（別表２）

### 取締役会議事録

（不動産の売買用）

平成　　年　　月　　日　午　　時　　分本店に於いて取締役会を開催した。
取締役総数　　３名　（利害関係取締役を除いた取締役総数２名）
出席取締役　　２名　（利害関係取締役を除いた出席取締役２名）
上記通り過半数の取締役の出席があったので本会議は適法に成立した。
よって、代表取締役　　は議長席につき、閉会を宣し議事に入った。

議案　　不動産売買の件

議長は、今般当社の取締役Ａ個人所有の末記不動産を別途売買契約により購入する事としたいが、本件売買行為が当社と上記取締役との利益相反行為となるので、会社法３５６条により本件売買につき承認を得たい旨議場に述べ、尚、取締役Ａは本件に関し利害を有するため決議には加わらない根を告げ協議に入った。
全員慎重に協議の結果、賛成多数で本件売買を原案通り承認し可決確定した。
不動産の表示　　（登記簿の表示と符合していること）

以上により議事を終り議長は午　　時　　分閉会を宣し、散会した。
上記決議を明確にするため議事録を作成し、議長及び出席取締役はこれに記名捺印する。

平成　　年　　月　　日
取締役会

議長代表取締役　　A　　㊞
出席取締役　　B　　㊞
同　取締役　　C　　㊞

※所有権移転登記を法務局へ申請する場合は、出席取締役の内代表取締役は会社印、その他の取締役は、個人の実印押印と印鑑証明書の添付が必要となります。
※利害関係を有する取締役は、出席者数には入らない。

(2)　前記各取引について、承認を得ないで行った行為の効果について会社は取締役個人と会社との間で契約した、例えば不動産の売買契約は、無効であるとして、その契約は、なかった事にした上で、売買代金の返還を求め、又は、不動産の返還を請求する事が出来ます。

この無効を主張出来る権利は、契約当事者（売主　買主間）に限られる事から「相対的無効説」と言われています。

尚、利益相反行為は、会社間、特に同族会社間の取引においても発生する事が多いと思われますので注意を要します。

※　取締役会非設置会社の取締役、及び監査役を置く会社の取締役、監査役の権限等については次回に説明したいと思います。

# 資金調達法について（その2）

中小企業診断士
上　岡　誠　司

皆さん、こんにちは。シリーズ第2回目の今回は、借入（融資）について勉強していきましょう。農業における借入（融資）は、収穫・販売までに必要となる短期的な運転資金や設備投資のための長期資金等が考えられます。借入のためにはどのような手順を踏み、どのような点に注意して行けば良いかを解説します。

## 1　借入の手順

一般的に借入をするには、次のようなステップを踏みます。

**〈ステップ1：借入をする目的・金額をはっきりさせる〉**

まず、①何をやり遂げたいのか、②いくら必要なのか、③どうやって調達するのか、④返済は可能かを考えることが大切です。紙に書き起こし「見える化」すれば、自分の考えが整理できます。

**〈ステップ2：金融機関等の窓口に相談に行く〉**

融資窓口としては、①JAバンク、②日本政策金融公庫、③銀行、信用金庫、④ローン会社、リース会社等があります。窓口ごとに特徴があり、用意しているメニューも異なります。自分に相応しい窓口、資金はどこか、一緒に考えてもらうつもりで幅広く検討しましょう。

**〈ステップ3：借入に必要な書類を作成し、申し込む〉**

①税務申告書・決算書、②既存借入金があればその返済予定表、③納税証明書又は領収書、④経営計画書、⑤定款・法人の登記事項証明書（法人の場合）等の書類が必要です。他にも、ケースにより、認定農業者や認定新規就農者の認定証や収入保険の証書、保証人や担保等が必要な場合はそれを証する書類等を求められる場合もあります。窓口で異なりますので、確認しましょう。

それらが揃ったら窓口に申し込みをし、審査が通れば晴れて借入となります。

## 2　「制度融資」と「一般融資」の違いについて

融資には主に、制度融資と一般融資があります。この違いを知っておくと検討しやすくなります。

制度融資とは、国の制度に従って定められている融資です。したがって、どこの機関で受けても上限金額や利率などは同じです。認定農業者

や認定新規就農者が条件であることが多いですが、条件に合致すれば、有利な条件で借りることができる場合もあります。一方、審査に時間がかかることもあります。

一般融資は、金融機関や信販会社、リース会社が独自に商品化しています。そのため上限金額や利率も様々です。審査期間、審査の通りやすさ、金利・期間も制度融資とは異なります。

## 3　代表的な資金

代表的な資金には、経営改善のための資金としては「農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）」、「経営体育成強化資金」等があります。新たな農業の開始資金としては「青年等就農資金」、「スーパーW資金」等があります。その他、経営の維持・再建を目的とした資金や農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できる「アグリマイティ資金」等もあります。資金により借入条件は違いますから窓口に問い合わせの上、自分のニーズにあったものを選びましょう。

## 4　経営計画書の策定

借入に際しては、その目的・金額・返済見通しをまとめた「経営計画書」（「事業計画書」、「収支計画書」他、いろいろな呼び方がありますの）の提出を求められることがあります。

経営計画書策定のポイントは、次のとおりです。

①借入金が、最終的には利益で返済ができること（生活費勘案後）。

②見通しとなる収入、支出の数字に根拠があること。

③すぐに成果が上がらない場合でも大丈夫な借入期間、据置期間、返済方法であること。

次に、金融機関等の審査のポイントを見てみましょう。

①これまでの経営状況はどうか（経営者の能力、収支実績、財務内容、資金繰り等）

②計画は適切で実行可能か（現在の技術レベルで達成可能か、計画が過大でないか等）

③収益見通し、返済は可能か（単収単価は無理がないか、償還は可能か、農業共済や収入保険に加入する等、被災や需要価格動向がある程度変動しても償還可能か等）等です。

借入の準備を難しく思われた方もいらっしゃるかもしれません。一人で悩むより、思い切って窓口に相談に行ってはいかがでしょうか。真剣に自分の思いを話せば、窓口の担当者もきっと親身に相談に乗ってくれると思います。

# 農業経営と労務管理（その6）
## 通勤災害補償について

特定社会保険労務士
成　川　献　次

今回は、通勤災害補償について解説します。使用者は労働者を雇い入れた時に、労働者災害補償保険に加入することになっております。労働災害は、仕事中またはそれに起因して負傷、疾病、死亡する、いわゆる業務災害と、家と仕事場との間の往復等の移動の際に発生した事故による負傷等の、いわゆる通勤災害の2種類があります。両災害共、労働基準監督署長が認定することによって、療養費、休業補償の給付が受けられます。以下、通勤災害の要件について説明します。

### 1. 通勤災害とは

「通勤」とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間の往復等の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものをいいます。

通勤災害の要件は、通勤遂行性と通勤起因性に分けることができます。

### 2. 通勤遂行性

**(1) 就業に関していること**

「就業に関し」とは、移動行為が、業務に就くため又は業務を終えたことにより行われるものであることが必要になります。

**(2) 労働者災害補償保険法（以下、「法律」といいます。）で定める移動行為であること**

通勤は、「住居と就業の場所との間の往復」等の移動のことで、「住居」とは、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となる場所をいいます。「就業の場所」とは、業務を開始し、又は終了する場所をいいます。

**(3) 「合理的な経路及び方法」**

「合理的な経路及び方法」とは、移動の場合に、一般に労働者が用いると認められる経路及び手段等をいい、通常用いる経路・手段に限られず、その合理的な代替経路・手段も含まれることもあります。例えば、他に子供の看護をする者がいない共稼ぎ労働者等が託児所等に子供を預けるためにとる経路は、合理的な経路であると解される場合があります。

**(4) 移動が業務の性質を有していないこと**

この要件が必要とされている理由は、業務の性質を有する移動による災害の場合には、業務災害と認められるため、通勤災害としては認められません。

### 3. 通勤起因性

通勤起因性の有無は、通勤を負傷・疾病等との間に相当因果関係があるか否かによって判断されます。具体的には、通勤に通常伴う危険が現実化したか否かで判断されます。

### 4. 合理的な経路の逸脱又は中断と日常生活上必要な行為

労働者が法律で定める移動の経路を逸脱し、又はそれらの移動を中断

した場合、逸脱又は中断の間及びその後の移動は「通勤」に該当しません。

「逸脱」とは、通勤の途中において就業又は通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれることをいいます。

「中断」とは、通勤の経路上において通勤とは関係のない行為を行うことをいいます。

ただし、逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものを最小限度で行う場合、その逸脱又は中断の間に発生した事故による負傷等は通勤災害に該当しないものの、合理的な経路に復帰後の移動の間に発生した事故による負傷等は、通勤災害の対象になります。

以下、「日常生活上必要な行為」について、労働者災害補償法施行規則を記載しますので参考にしてください。

**労働者災害補償保険法施行規則**

（日常生活上必要な行為）

第8条　法第7条第3項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

① 日用品の購入その他これに準ずる行為

② 職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為

③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為

④ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

⑤ 要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

# 身近な税務相談（その16）

税理士
二村建臣

皆様はじめまして。今回からこのテーマを担当することになりました二村建臣です。大まかな経歴は約30年間税務署の主に法人課税課税務調査担当や源泉担当、内部事務、また、資産税部門にも配属し、相続や土地等の譲渡課税についての審理調査を行っておりました。

現在は、税理士、行政書士、各種コンサルを行っております。

今回のテーマは「人件費」関連について説明したいと思います。

まず、「給与所得とは」ですが給与所得とは、俸給や給料、賃金、歳費、賞与のほか、これらの性質を有するものをいいます（所法28①）。

国税庁のホームページに『令和5年版の源泉徴収のあらまし』があり、そのP16から給与所得について記載があります。

法律や他の書籍に色々記載はしていても、それをどのように実務に活用していくか、農業経営に活用していくかは、難しいものかもしれません。

この源泉徴収のあらましは、比較的わかりやすく、そして深い知識も得ることが可能なものなので、活用されることをお勧めします。

具体的な話になりますが、農業で「雇人費」がありますが、この費用によりアルバイト料等を受取る方は給与所得になります。

## 1　給与所得に対する源泉徴収

先に紹介した源泉徴収のあらましを活用した説明をさせていただきますと、そのP74に給与所得に対する源泉徴収について記載があります。

**給与の支払をする者は、原則として毎月（毎日）の給与の支払の際に源泉徴収をし、更に、その年最後に給与を支払うときに年末調整を行ってその源泉徴収をした税額の過不足額を精算することになっています**

とあります。

これは、雇人費で支給したもの、またパート、アルバイトに限らず、働いた対価を支払った際に、源泉徴収の計算と納税の処理が払った側に発生することを知っておく必要があります。

## 2　源泉徴収をしなかったら

もし源泉徴収をせず、納付すべきものをしなかった場合は、税務調査等により、遡って税金の計算をし、事業主に対し、その税金を納税するよう指導や告知書が送付されたりすることになります。

さらに、加算税や延滞税の負担も生じる場合がありますので、注意が必要です。

## 3　税額の計算について（その1）

時々少額だから大丈夫だろうと思われている方もいるようですが、

具体的な税額計算方法ですが、『源泉徴収のあらまし』のP83に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人の場合の例が掲載されてます。

【事例】
○月払いの給与83、900円
○給与が88、000円未満の為
3・063％の税率適用
○税額　2、569円
以上が事例の内容です。

もし給与が多ければ、支給者が多数ならば、支給者の税金の納付義務も多額になることになります。

## 4　税額の計算について（その2）

『源泉徴収のあらまし』のP82に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の場合の例が掲載されてます。

【事例】
○月払いの給与250、400円
○月額表甲欄により税額算出
扶養家族なし（0人）で算出
○税額　3、640円
以上が事例の内容です。

雇人費、雑給、手当支給するときは以上の内容は基本になります。

## 5　税額の計算について（その3）

『源泉徴収のあらまし』のP88に日額表を適用する場合の税額の求め方が掲載されてます。

給与の支給はその支給形態により税額の計算の仕方が異なります。詳しくは『源泉徴収のあらまし』をご覧ください。

ここで、農業ならではの給与支給は季節的に又は短期間に従事する雇用が多いものです。

あまり知られてないので、特に農業経営の方は必見な税額計算が『源泉徴収のあらまし』のP90に臨時雇用者の場合――丙欄適用者の場合が掲載されてます。

これは、
○雇用期間があらかじめ2か月以内というのが重要なポイントです。
○日額表丙欄では日額9、300円未満は税額0円となります。

これを適用すれば、給与に税額を天引きしなくていい方も出てくるかもしれません。

もし顧問税理士等で相談可能であればこの方法が使えるかどうか相談されることをおすすめします。

あとから多額の税額を納付することの内容事前検討は必要です。

## 6　現物給与（経済的利益）について

『源泉徴収のあらまし』のP22に現物給与について記載があります。

特に『源泉徴収のあらまし』のP25にハ　食事の支給について

これが農業の方には重要な項目になります。

給与をもらう方が、食事等を事業主が負担すると原則課税になります。

経済的な利益部分が給与として加算され、源泉徴収の対象となります。

ここに記載されている項目は、源泉徴収しなくてもいい方法が記載されてますので、一度確認しこれも顧問の税理士さんがおられれば、一度ご相談されることをおすすめします。

## 7『源泉徴収のあらまし』

この『源泉徴収のあらまし』には源泉徴収がかかる場合、かからない（非課税になる）場合等、色々掲載されてますので、有効にご活用されることをおすすめします。

# 身近な法律相談（その13）

## 成年年齢 (2)

弁護士
谷　正　之

**問▼　成年年齢が満18歳になりました。これによりどのような効果がありますか。注意すべき点はなんですか。**

**答▼　民事では満18歳になれば大人扱いですが、刑事ではそうではありません。民事・刑事の両方についてみてみましょう。**

### (1) 民事について

2022（令和4）年4月1日から「年齢18歳をもって、成年とする」とされました（民法4条）。満18歳になった者は、一人前の大人として扱うということです。

① 契約の自由

満18歳になった者は、売買契約をして商品を購入し譲渡することができます。スマホを購入するのも一人でできます。クレジットカード契約をしてカードで商品を買ったり、金銭消費貸借契約をして金銭を借りたり、ローン契約をして車を買ったりするのも自分一人でできます。品物の貸借契約を結んで貸し借りも自由にできます。会社に勤めるために労働契約を結び、アパートの賃貸借契約を結び一人で住むこともできます。

（注意点）

このように満18歳になると契約を自由に結ぶことができます。大人扱いになりますから、契約を結んだら、原則として取り消しができなくなります。

他方、満18歳というと高校3年生くらいですから、まだ社会経験も浅く知識も不十分なところがあります。

言葉巧みな勧誘にのり軽い気持ちで多額の商品購入契約をして支払いに困ったり、友だちに迷惑はかけないからといわれて借金の連帯保証人になったところ支払請求を受けて困った。高額のエステ、教材購入契約をしたり、クレジットカードを使って様々な物を購入して代金の支払いに困った。消費者金融から借り入れをして返済が困難になり、儲け話に飛びついて損をした。後になって後悔したという話をよく聞きます。

親や学校は、満18歳で大人になるということは自分がしたことは自分で責任を負わなければならないことを教え、若者の自覚を高めておくことが必要です。

もし、トラブルに巻き込まれたら「消費生活センター（電話188（いやや））」に相談する。詐欺商法などは「警察（電話110）」に相談する。訴えを起こすなど法的手続きをとる場合は「弁護士」に相談するといいです。

② 婚姻年齢

女性の婚姻年齢はこれまで満16歳でしたが、満18歳に引き上げられました。社会的・経済的な成熟度の観点から見ると、男女間に特段の違いはないと考えられるからです（法務省）。

男性の婚姻年齢は満18歳なので、

男女ともに平等に満18歳が婚姻年齢となったのです（民法731条）。満18歳になれば、当人同士の意思だけで婚姻でき、親の同意はいりません。

③　成人式

1月の第2月曜日は「成人の日」と定められています（国民の祝日に関する法律2条）。大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます日とされているのです。

したがって、成人式は満18歳で行われるのが筋ですが、1月は大学受験や就職活動など忙しい時期なので、満18歳で成人式を行う自治体は少なく、満20歳の時にお祝いをする自治体が多いようです。ただ、成人式という言葉は使わず、「はたちの門出を祝う式典」（松山）、「はたちのつどい」（沖縄）、「二十歳のつどい」（新潟）、「はたちを祝う会」（双葉町）などの言葉が用いられています。

## (2)　刑事について

①　少年審判

民法の成年年齢は満18歳になりましたが、少年法は満20歳未満の者を少年とし（2条）、罪を犯した少年について、家庭裁判所は非公開で少年審判を行い保護処分にして立ち直りを支援しています。

②　刑事裁判

しかし、満18歳・19歳の者（特定少年、62条）が殺人、傷害致死、強盗、放火、強制性交など重い犯罪行為を行った場合は、家庭裁判所から送致を受けた検察庁が起訴して地方裁判所の公開法廷で刑事裁判になります。名前も公表され、実刑判決を受けると、刑務所で服役することになります。

## (3)　飲酒禁止・喫煙禁止・公営競技禁止・カジノ禁止

①　酒、たばこ

20歳未満の者は禁止されています（二十歳未満の者の飲酒禁止法1条、二十歳未満の者の喫煙禁止法1条）。若者への健康被害の心配があるからです（法務省）。

②　競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走

これら公営競技は、20歳未満の者は禁止されています（競馬法28条、自転車競技法9条、小型自動車競走法13条、モーターボート競走法12条）。経済力のない若者がギャンブル依存症になってはいけないからです（法務省）。

③　カジノ

20歳未満の者はカジノ施設への入場や滞在は禁止され（特定複合観光施設区域整備法、通称、カジノ法69条、173条）、カジノ行為は禁止されています（174条）。禁止の理由は②と同じです。

（注意点）

酒、たばこ、競馬、競輪、オートレース、モーターボート、カジノは満20歳以上にならなければすることができません。

# 農地の基礎知識（その16）

## 「農地の賃貸借の終了(2)」

EFC EHIME FARMER'S CLUB
愛媛県農業会議
川中敬三

農地法3条の許可を受けた「賃貸借」を終了する場合には、前号でご紹介したとおり、農地法第18条の規定に基づき、原則、知事または市町長（農業委員会へ事務委任を行っている場合は農業委員会会長）の許可が必要となります。

知事または市町長が許可するか否かの判断基準については次のとおりです。

① 賃借人が信義に反した行為をした場合

賃借人が、催告を受けたにもかかわらず借賃を支払わない場合、賃貸人に無断で他に転貸した場合、賃貸人に無断で農地以外に転用した場合、特別の事由もなく不耕作としている場合などで、所有者に従来どおりの賃借関係を継続させることが客観的にみて無理であると認められる場合。

② 転用することが相当な場合

農地等以外に転用する計画があって、それが確実であり、また農地等の立地条件からみて転用許可が見込まれ、かつ賃借人の離作条件等からみて転用を実現するため、賃貸借を終了させることが相当な場合。

③ 賃貸人が耕作することが相当と認められる場合

賃借人の生計、賃貸人の経営能力等を考慮し、賃貸人がその農地等を耕作または養畜の事業に供することを相当とする場合。

④ 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた場合

⑤ 農地所有適格法人の要件を欠いた法人から貸付地の返還を受ける場合

所有者が農地所有適格法人の構成員から脱退し、その法人から貸付地の返還を受け、その賃貸人または世帯員等が効率的な経営を行うと認められる場合。

⑥ その他正当の事由がある場合

①～⑤の場合以外であって、例えば、賃借人から解除する場合、賃借人が離農する場合、農地等を適正かつ効率的に利用しない場合など、解約を認めることが相当な場合。

また、同条では許可を要しないものも規定されていますので、主なものをご紹介します。

なお、知事または市町長の許可を要しない農地等の賃貸借の終了を行った場合は、30日以内に農業委員会に通知することとされておりますのでご注意下さい。

① 農地等を引き渡すこととなる期限前6か月以内に成立した合意でその旨が書面で明らかである合意解約

② 農事調停による合意解約

③ 10年以上の期間の定めがある賃貸借について、期間満了1年前から6月前までの間に行う更新しない旨の通知

④ 水田裏作を目的とする賃貸借について行う更新しない旨の通知

⑤ 同第3条第3項の適用を受け、同条第1項の許可を受けて設定された解除条件付賃貸借について、当該農地等が適正に利用されていないため、あらかじめ農業委員会に届け出て行われる解除

⑥ 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画によって設定された解除条件付賃貸借について、当該農地等が適正に利用されていないため、あらかじめ農業委員会に届け出て行われる解除

⑦ 農地中間管理機構が農地中間管理事業によって借り受け、または貸し付けた農地等に係る賃貸借について、知事の承認を受けて行われる解除

# 農地中間管理事業

農地中間管理事業は
えひめ機構を通じて
優良な農地を担い手
に安心して貸し付け
る事業です。

**えひめ機構では、農業の担い手が少なくなる中、愛媛県をはじめ市町や農業委員会、ＪＡなどと連携し、優良な水田や樹園地を地域農業の担い手に貸し付ける農地中間管理事業を推進しています。また、えひめ農業経営サポートセンターによる農業経営の相談活動などにも取り組んでいます。えひめ機構は、こうした活動を通じて、今後とも、〝愛媛農業の振興や農業経営の安定〟に貢献していきます。**

## 農地中間管理事業とは？

**農地の貸し借りは、有償？　無償？**

賃貸借（有償）と使用貸借（無償）のどちらでも可能です。

**貸し借りの対象となる農地は？**

市街化区域以外の農地です。

**貸し借りの期間は？**

極力10年以上ですが、短い期間にすることもできます。

**農地を借りることができるのは、誰ですか？**

認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人等の地域農業の担い手の方々です。

**事業を利用したい時は、どうすればいいですか？**

最寄りの市町農業担当部署又は機構に相談ください。

農地中間管理事業を積極的に利用していただくため、様々なメリットが用意されています。

**【出し手へのメリット】**

■えひめ機構が行う安心できる貸付けで、賃料も確実に支払われます。

■貸借期間が終了すれば、農地は確実に返却されます。

■所有する全ての農地を十年以上貸し付けると、一定期間固定資産税が半額に軽減されます。

**【受け手へのメリット】**

■複数の地権者から農地を借りる場合も、えひめ機構が窓口となるので、賃料の受払や契約事務が楽になります。

■機械や施設を導入する場合に、一定の要件を満たせば国や県の支援を利用することができます。

**【地域へのメリット】**

■地域全体で農地の集積・集約化に取り組むと、地域への協力金を受けることができます。

■地域全体で農地中間管理事業に取り組む農地を対象に、地元負担がいらない基盤整備事業を実施することができます。

伝聞瓜聞（でんぶんそくぶん）

# 桑の実と紫染め

EFC EHIME FARMER'S CLUB

コンサルタント
池上正彦

実のつきぐあいや大きさは以前の桑と大差なく、なぜか熟したはずの実が甘くないのです。庭に足しげくやってくるヒヨドリでさえ、一、二度食べただけで来なくなりました。この甘味のなさや枝垂（しだ）れっぽい枝から考えると、中央アジアあたりの桑かもしれません。

そんな実でもポタポタと落ち始めるともったいなくなり、試しに染色に使ってみようと思いました。これまで桑の実を使った草木染は聞いたことがなかったうえ、色の出がにぶい木綿布しかなかったので、さほど期待もせずに始めました。

染色液の作り方は一般的な草木染めとほぼ同じです。完熟した実をボールに入れて押しつぶし、水を加えてミキサーで攪拌したあと布巾をつかってろ過します。木綿の布は豆乳に一晩つけて水洗いし、80℃の染色液に20分ほど浸します。その後は1%のミョウバン液に15分つけて水洗いし、柔軟剤で仕上げました。

結論から言えば、桑の実で染めた色は『二藍（ふたあい）』になりました。二藍とは、桔梗（ききょう）の花に似た青味のある柔らかな紫。通常は、藍で青く染めたうえに紅花（べにばな）で紅（くれない）に染め重ねてつくります。

紅は「くれない」とも読みますが、呉（くれ・ご）の国からきた藍（あい）という意味です。「くれのあい」がなまって「くれない」になっています。この場合の藍は紅花のこと。「くれのあい」と藍染めの「藍」という、二つの藍からできているので二藍とよばれます。

二藍の柔らかい紫に対して、本当の紫とされるのは古代紫（こだいむらさき）や江戸紫（えどむらさき）といった深みのある濃い紫です。色は、紫根によって何度も重ねて染められています。紫根は紫草（むらさきぐさ）の根のことです。

新たに植えた桑の木が、3年目をむかえて多くの実をつけています。大粒で多収性というふれ込みと値段の安さにひかれて買ったものの、

熟した桑の実

桑の実で染めた木綿のバッグ

紫　根

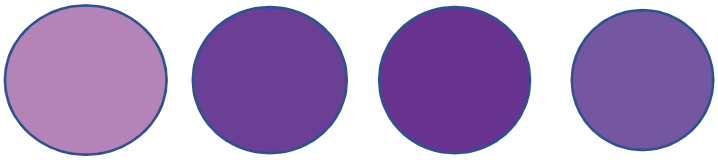


いろいろな紫

紫草は草丈が50センチほどの多年生の草本で、初夏に白く可憐な花を咲かせます。自然の状態では増えにくいので自生する姿をみつけるのは難しいでしょう。この紫草をよんだ歌が万葉集にのっています。額田王が詠んだ『あかねさす紫野行き標野行き　野守は見ずや　君が袖振る』という歌です。

紫野は紫草が生えている野原のことで、標野は宮廷が立ち入りを禁じて保護している野（紫野）のこと。野守は標野の番人です。天智天皇とともに紫野に遊んだ額田王が、その後の宴の席で詠んだものです。濃い紫を染めるには多くの紫根を使うため、紫草の群棲地を保護する必要があったのでしょう。

それに、この色を使えたのは高位の人に限られました。というのも、朝廷の官位は色と密接に関係していて、聖徳太子が定めた冠位十二階では、位に応じて冠の色が決まっています。当初は、中国の五行思想の影響をうけて赤、青、黄、白、黒の五色に紫を加え、それぞれに濃淡をつけて十二色としていました。そのうちの最高位が濃い紫です。その後、冠位はたびたび改正されて、五色は縹や緑、緋などの中間色に替わりますが、最高位はつねに濃い紫でした。

濃い紫

濃い紫が最高位の色とされたのは色が放つ妖艶さのほかに、染めの原料が極めて希少で貴重だったからでしょう。これは西洋においても同様で、アジアにおける紫根に対してヨーロッパでは**アクキガイ**という巻貝が使われました。貝の内臓にあるパープル腺からとれる紫はとても微量なために濃い紫は皇帝の色とされ、帝王紫とよばれたのです。

今回、桑の実が思いのほかいい色の紫に染められて少し驚いています。それに絹をつかって濃い紫に染められるかはわかりませんが、今後の楽しみが増えました。なので、期待した桑の実が甘くなかったことはこの際、水に流そうと思っています。

# えひめ 農・林・漁 業 合同就業相談会

**相談無料**

愛媛県内で農業・林業・漁業への就業を考えている方、
興味のある方ご参加下さい **就業相談会** を開催します。

**就業セミナー** も実施

| 時間 | 11:00～16:00 | 内容 | □新規就業の相談 □研修の相談 |
|---|---|---|---|

## 南予地区

開催日
令和5年 **9/9 土**

会場 大洲市総合福祉センター
4F 多目的ホール
（大洲市東大洲270-1）
0893-23-0294 駐車場あり

## 中予地区

開催日
令和5年 **11/11 土**

会場 テクノプラザ愛媛
1F テクノホール
（松山市久米窪田町337-1）
089-960-1100 駐車場あり

同時開催 **就業セミナー・JAグループ就農フェス**

## 東予地区

開催日
令和6年 **1/13 土**

会場 西条市総合文化会館
1F 小ホール・展示室
（西条市神拝79-4）
0897-53-5500 駐車場あり

同時開催 **就業セミナー**

**ご来場の際のお願い** ご来場の際にはマスク着用をお願いいたします。また、発熱等体調不良がある場合は、ご来場をお控えください。

お問い合わせ先

公益財団法人
えひめ農林漁業振興機構

えひめ農業経営サポートセンター TEL 089-945-1542
愛媛県林業労働力確保支援センター TEL 089-934-6153
えひめ漁業担い手確保促進協議会 TEL 089-933-5113

主催／公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構　愛媛県林業労働力確保支援センター　えひめ漁業担い手確保促進協議会

えひめ農業サポートセンター情報誌「ＥＦＣ」

第16号
令和5年8月 発行

（公財）えひめ農林漁業振興機構
農業経営サポートセンター

〒790-0003
愛媛県松山市三番町４丁目4-1（愛媛県林業会館内）